

令和7年度一時保護施設自己評価結果

三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成した「【改訂版】一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」にある「一時保護施設における第三者評価基準（案）」を用い自己評価を実施し、第1部から第4部について現状と課題をまとめた。なお、67の評価項目は別紙のとおり。

第1部 こども本位の支援

小規模と併設型の利点を活かし、こどもへの個別対応や他課との連携を丁寧に行っている。昨年度の第三者評価で指摘のあった権利ノートについては、4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を盛り込むなどの改善を行った。また、意見箱や意見表明等支援事業などを活用し、こどもの権利を保障されるようにしている。

第2部 一時保護施設的环境・運営体制

日中から夜間に至るまで、職員が複数人で児童対応に入れる体制を整えており、夜間は必ず正職員が勤務につくようにしている。定期的な会議を行い、その中で必要な情報共有や児童対応についての相談、研修などを行っている。こどもが安全に過ごせるよう、昨年度の第三者評価で指摘のあった居室の梁を撤去するとともに、畳の表替えや浴室の改修、公園遊具の修繕などを行った。

第3部 一時保護施設における支援

こどもが安全に過ごすことができる衣食住などの環境及び緊急保護が必要となった場合に対応できる体制を整えている。また、一時保護解除後の生活の一助となるよう、担当福祉司や心理司と連携し、保護者や関係機関に一時保護中のこどもの様子や対応について保護者や関係機関と共有している。バリアフリー構造となっておらず、障がい特性によっては障がい児施設への委託一時保護をするなどの対応を行っている。

第4部 一時保護施設の管理運営

児童対応や有事の際のマニュアルを作成・共有し、職員間で統一した対応が行えるようにしている。今年度も自己評価を通して、課内全員で業務のすり合わせを行いマニュアルなどの見直しを実施した。

【総評】

併設型の一時保護施設であり、日ごろから職員間での情報共有や連携が行いやすいことが強みである。また、権利の保障や個別対応、職員の研修なども充実させている。施設の老朽化が課題ではあるが、修繕を行いつつ、こどもが一時保護中、安心安全に生活できるよう努めている。

(別紙)

第1部：こども本位の支援 (No.1～No.22)

No.	評価・判断基準	評価
[No.1]	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
[No.2]	こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
[No.3]	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	A
[No.4]	こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
[No.5]	個別支援を適切に行っているか	S
[No.6]	こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか	A
[No.7]	こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	A
[No.8]	こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	A
[No.9]	保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A
[No.10]	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか	A
[No.11]	保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
[No.12]	こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
[No.13]	こどもの援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	A
[No.14]	一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか	A
[No.15]	通信、面会等に関する制限は適切か	A
[No.16]	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	A
[No.17]	個別対応は適切に行っているか	A
[No.18]	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	A
[No.19]	被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
[No.20]	こども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
[No.21]	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	A
[No.22]	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	A

第2部：一時保護施設的环境・運営体制

No.	評価・判断基準	評価
[No.23]	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	A
[No.24]	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	A
[No.25]	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	A

[No.26]	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	A
[No.27]	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	A
[No.28]	職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	A
[No.29]	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	A
[No.30]	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
[No.31]	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	S
[No.32]	情報管理を適切に行っているか	A
[No.33]	ICTを活用した業務効率化の取組みを行っているか	A
[No.34]	医療機関と適切に連携しているか	A
[No.35]	警察等と適切に連携しているか	S

第3部：一時保護施設における支援

No.	評価・判断基準	評価
[No.37]	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
[No.38]	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	A
[No.39]	食事を適切に提供しているか	A
[No.40]	こどもの入浴は適切か	A
[No.41]	こどもの衣服を適切に提供しているか	A
[No.42]	こどもの睡眠は適切か	A
[No.43]	こどもの健康管理を適切に行っているか	A
[No.44]	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	A
[No.45]	無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
[No.46]	未就学児に対して適切な保育を行っているか	A
[No.47]	こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	S
[No.48]	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	A
[No.49]	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	A
[No.50]	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A
[No.51]	総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	A
[No.52]	一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか	A
[No.53]	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	A
[No.54]	こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
[No.55]	他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	A
[No.56]	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	A
[No.57]	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	A

[No.58]	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	A
[No.59]	一時保護施設からの退所に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	A
[No.60]	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A

第4部：一時保護施設の管理運営

No.	評価・判断基準	評価
[No.61]	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	A
[No.62]	子どもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
[No.63]	災害発生時の対応は明確になっているか	A
[No.64]	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
[No.65]	一時保護中の子どもの私物について、適切な対応を行っているか	A
[No.66]	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
[No.67]	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	A